

令和3年9月30日

緊急事態宣言解除に伴う対応について

校長 内山

9月29日付けで千葉市教育委員会より、「緊急事態宣言解除」に伴う対応についての文書が発出されました。その概要について下記の通りにお知らせいたします。

記

1 外部から人を招いて実施する教育活動

感染状況は家庭内感染が多数を占めていることから、保護者や地域の方等が来校して実施する行事については、地域の感染状況や教育委員会からの情報を確認しながら、十分な感染症対策を講じるとともに、保護者の理解を得たうえで実施をする。

ただし、不特定多数の方々が来校する学習参観・学級懇談会・バザー、引き渡し訓練等は、保護者の理解を得にくいことから、10月14日（木）までは実施を控える。なお、それ以降については感染状況を鑑み、実施を検討する。

※現時点で、すでに「実施」および「中止」等を決定し、保護者や児童生徒に通知している行事等については、改めて変更を求めるものではない。

2 各種通級指導

通常通りの開室とする。

3 教育実習や学生ボランティア

教育実習やたまごプロジェクト、学生ボランティア等については十分な感染症対策を講じたうえで受け入れを可とする。

4 10月1日（金）以降の出欠席の扱い

(1) 原則的に通常通りの扱いとする。(遅刻・早退の扱いも含む)

※保護者から感染が不安で遅刻、早退をさせたいという申し出等があった場合は、遅刻、早退としない。

(2) 出席停止とするもの

- ・児童生徒に陽性が判明した場合や、児童生徒が濃厚接触者に特定された場合
- ・児童生徒や同居家族等がPCR検査を受ける際に結果が出るまでの間、登校を控える場合。
- ・児童生徒や同居家族等が発熱等の風邪の症状がみられる場合。
- ・児童生徒が新型コロナワクチン接種および接種後副反応等で体調不良により登校

できない場合。

- (3) 保護者から感染が不安で欠席させたいという申し出があった場合、「出席停止」とするもの
- ・医療的ケア児や基礎疾患児について、登校すべきでないと学校長が判断した場合。
  - ・感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると学校長が判断した場合。

なお、それぞれの対応につきましては感染拡大状況によって変更することがある。

## 5 10月以降の音楽科学習における実施上の留意点

音楽科学習については、感染のリスクを可能な限り低減させるため、3つの留意点（換気をする、人の密度を下げる、近距離で会話や発声等を避ける）を踏まえて実施をします。

### (1) 健康管理について

- ・音楽室は多くのクラスの児童生徒が使用するため、入室・退室の際には手洗いを必ず行う。
- ・音楽室には消毒液を常備する。

### (2) 学習中について

- ・マスクは飛沫拡散防止の効果があるため着用する。
- ・マスクを着用している場合であっても、前後方向および左右方向ともにできるだけ2m（最低1m）空ける。
- ・立っている児童生徒と座っている児童生徒が混在しないようにする。
- ・歌唱は連続した練習時間をできる限り短くする。また、常時換気を原則とし、近距離での大声を徹底的に避ける。

### (3) 活動場所について

- ・換気は気候上可能な限り常時、2方向の窓を同時に開けて行う。

#### ※歌唱の活動例

- ・歌詞や音程等を確認するための会話程度の声量、あるいはハミングで行う。
- ・合唱の場合、複数の教室、体育館、屋外等を使い、一定方向、前後左右2mの距離を保って行う等の工夫をする。

以上